



太平洋・カリブ海の島嶼国の承認

芹田, 健太郎

(Citation)

神戸法學雑誌, 45(2):223-240

(Issue Date)

1995-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004787>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004787>



太平洋・カリブ海の島嶼国の承認

はじめに

- 一、太平洋の島嶼国の独立
 - 二、カリブ海諸国の独立
 - 1、西インド連邦の成立と解体
 - 2、西インド連合州からの独立
 - 3、その他のカリブ海諸国
 - 三、その他の極小国の独立
- おわりに

芹田健太郎

はじめに

国際連合において加盟国の人口その他の規模が問題とされたのは、一九六五年に人口約三〇万人のガンビアと人口約一〇万人のモルジブが加盟申請をしたときであった。これが少なくとも国際連合においてミニ・ステートまたはマイクロ・ステート問題として論じられることとなったものの発端であった。それ以前の加盟国で人口が少なく加盟時に人口八〇万弱から四〇万前後あたりの新独立国としては一九六〇年に加盟したコンゴ、キプロス、ガボン、六一年のモリタニア、六二年のトリニダード・トバゴ、六三年のクウェートがあり、直前の六四年には人口三十一万人余のマルタが加盟していた。一九六〇年以前では、加盟時に人口一〇〇万人以下の国としては、原加盟国のコスタリカ（七十七万余）、パナマ（六十三万余）、ルクセンブルク（二十八万余）と四六年加盟のアイスランド（二三万余）のみであった。本稿は、しかし、国連における極小国家問題論を追おうとするものではない。国家承認における国家性の問題が承認に際してどの様に意識されたかを日本その他の承認慣行から引きだしてみようとするものである。人口が一〇万人にも満たないという意味では、セントクリストファー・ネイビス、セイシェル、アンチグア・バーブーダ、ドミニカ国、キリバスなどがあり、小国というだけであれば、人口二〜三万人の国として西欧にはサン・マリノ、リヒテンシュタイン、モナコがある。後者は封建制から中央集権制に移行する過程で、いわば積み残された国々であり、前者は非植民地化過程で誕生したものである。しかも、前者の多くは島嶼国であって、歴史の意味も政治の意味も異なるので、一括して単に人口規模だけで極小国家論一般を概括的に論じることが適当ではないが、少なくとも戦後独立の特徴としての非植民地化の観点からは、承認とも関わって国家性に焦点をあててみることはできるであろう。

ところで、極小国家をどのように定義するかは難しい問題である。本稿では、人口一〇〇万人を一応の基準とし

ておこうと思う。人口は絶えず変化するものであり、これ以外に面積とか経済力とかが基準になり得るが、基本的には人口が基準となる。人口一〇〇万人は、たとえば、各種の開発指標を見るための世界銀行「世界開発報告」のとり一つの基準でもあり、一応の目安になる得る。また、国家としての小ささを実感し得るものとして、人口三〇万人という目安もとつてみた。

さて、すでに一九八二年の前稿「新国家の承認と戦後日本の慣行」で検討したように、六〇年代には四四の国が独立した。六〇年独立の一九国のうちコンゴ、キプロス、ガボン、モーリタニアの三国、六一年独立の三国のうちクウェート、六二年独立の七国のうち西サモアとトリニダード・トバゴ、六四年独立の四国のうちマルタ、六五年独立の三国のうちガンビアとモルジブ、六六年独立の四国のうちガイアナ、ボツワナ、レソト、バルバドスの全部、六八年独立の四国のうちナウル、モーリシャス、スワジランド、赤道ギニアの全部の計一八国が人口一〇〇万人以下の国である。

七〇年代には二四国が独立した。バングラデシュ、パプアニューギニア、アンゴラを除く二二国が人口一〇〇万人以下であり、しかも、二二国中の一七国は人口三〇万人以下である。そして、八〇年代に独立した八国のうちジンバブエを除く七国はすべて人口三〇万人以下の国であった。これらのほとんどは島嶼国である。そこで、本稿ではとくに島嶼国に焦点を絞ってみたい。なお、前稿では一九八〇年独立国までの一覧表を作成したので、念のため、八〇年代独立国について同様の一覧表を作成しておく。

一九八〇～八九年

国名	独立前の地位	独立年月日	国連加入日
ジンバブエ	英	一九八〇・四・一八	一九八〇・八・三
バヌアツ	英・仏共同統治	一九八〇・七・三〇	一九八一・九・三

ペリリーズ	英	一九八・九・二	一九八・九・三
アンチグア・バブーダ	英	一九八・二・一	一九八・二・二
セントクリストファー・ネイビス	英	一九八・九・九	一九八・九・三
ブルネイ	英・保護	一九八・一・一	一九八・九・三
マーシャル諸島	米・信託	一九六・四・二	一九二・九・七
ミクロネシア連邦	米・信託	一九六・二・三	一九二・九・七

註

- (1) 人口と「き」 Yearbook of the United Nations (hereinafter cited as Y. U. N.) 1960, 1962, 1962, 1964 ①寄 Roaster of the United Nations を拠った。
- (2) Y. U. N. 1946-47 および 1960 ① Roaster of the United Nations 参照。
- (3) 極小国家については、五十嵐正博「国際連合の「ミニステート」 関西学院大学法政学会『法と政治』第二八巻二号参照。
- (4) 『神戶法学雑誌』第三二巻四号(一九八二)参照。
- (5) Demographic Yearbook 1971 (United Nations, New York, 1972), 1980 (1982), 1990 (1992) 参照。

一、太平洋の島嶼国の独立

広い太平洋は大きくミクロネシア、メラネシア、ポリネシアに分けられるのが普通であり、ポリネシアとは、大抵つばに言って、日付変更線より東の太平洋を指し、ミクロネシアは日付変更線より西でかつ赤道以北の地域を指

し、メラネシアは赤道以南の地域を指す。

すでに一九八二年の前稿「新国家の承認と戦後日本の慣行」で検討したように、太平洋では、一九六〇年代に、西サモア、ナウル共和国が独立を達成し、七〇年代に入りトンガ王国、フィジー、ソロモン諸島、ツバル、キリバス共和国が、そして、八〇年代になって、バヌアツ共和国が独立した。メラネシアで独立を達成していないのは、おおいところ、フランス領ニューカレドニアのみとなった。バヌアツ共和国は、一九〇六年以降、英仏の共同統治下にあり、ニューヘブリデスと呼ばれていたが、独立運動を前に、七九年一〇月英仏が新憲法に基づく独立に合意し、翌八〇年七月三〇日に独立を達成したものである。従って、本稿ではミクロネシアを対象とすれば足りる。

現在のマーシャル諸島、カロリン諸島、マリアナ諸島を含むミクロネシアの島々は、一六世紀にスペイン人によって発見され、領域権が主張された。マーシャル諸島の名称は、一七八八年に諸島を探検したイギリス人マーシャルにちなむものである。同諸島は一八八五年ドイツ領となり、カロリン諸島およびマリアナ諸島は一八九八年米西戦争に敗北したスペインによりドイツに売却され、グアム島はアメリカに割譲された。ドイツは第一次世界大戦に敗北し、周知のように、この地域は日本を受任国とする国際連盟の委任統治の下に置かれていた。しかし、第二次世界大戦に日本が敗北し、一九四五年に成立した国際連合は、アメリカの占領下にあったこれらの島々を一九四七年四月二日アメリカ提案により同国を施政国とする信託統治下に置くこととし、さらに国連安全保障理事会によって戦略地域指定を含む信託統治協定が全会一致によって承認された(決議S(318))。

一九七八年一月九日、北マリアナ諸島はアメリカとの自治連邦協定(Commonwealth Covenant)に基づいて自治連邦となった。同年七月一二日、パラオを除くカロリン諸島の四地区(ヤップ、トラック、ポナペおよびコストラエ)およびマーシャル諸島は、住民投票でアメリカとの「自由連合」を定めるミクロネシア連邦憲法を承認した。しかし、マーシャル諸島はこれを拒否し(Keesing's 29288A)、八二年五月三〇日にアメリカとの間で自由連合協定

(Compact of Free Association Agreement) に調印した (32130A)。そして、ミクロネシアでは先の連邦憲法施行と同時に自治国家が成立していたが、同年一〇月一日にアメリカとの間で、同じく自由連合協定が調印された (32133)。翌八三年六月二三日、ミクロネシアではアメリカとの自由連合協定が住民投票において承認され (32289A)。また、マーシャル諸島においては同年九月七日に八二年協定の改正協定が住民投票によって承認された (32917A)。これらミクロネシア連邦およびマーシャル諸島との協定は、八五年一二月一三日にアメリカ議会によって承認された (33022A)。八五年当時の人口は、それぞれ八万七千人、三万九千人であった。翌八六年五月二八日、国連信託統治理事会は、ソ連の反対があつたが、自由連合協定の完全発効をアメリカに要請する決議2183 (LIII) を採択し、同年一〇月二二日には協定が発効した。⁵⁾ 日本は、他の諸国に先駆けて、信託統治協定の終了を待たずに、八八年一月一六日、外交関係開設に間する交換公文によって黙示的にこれらの国を承認した。日本の承認は、第一に、マーシャル諸島共和国およびミクロネシア連邦共和国の新たな地位への移行が、信託統治制度の趣旨および目的に沿つたものであること、第二に、両国と歴史的・地理的に関係が深いこと、第三に、両国から外交関係開設の強い要請があつたことなどを考慮して、他国に先駆けて行われた。⁶⁾ 国連安全保障理事会による信託統治協定の終了決定は、およそ四年後の一九九〇年一二月二二日のことであつた (決議8933)。⁷⁾ 各国による国家承認は安全保障理事会決定を待ったかのようにしてなされたが、これらの国の国家性に特に問題があつたとは思えず、これらの地域が信託統治地域のなかで戦略地域に指定されていたためであつたと言えよう。

註

(1) 国際法事例研究会『国家承認』(国際問題研究所、東京、一九八三) 参照。

(2) Encyclopedia Americana, Vol. 19, 1985, p. 368.

- (3) Y. U. N. 1946-47, p. 398. など、国際法事例研究会「領土」(慶応通信、東京、一九九〇)所収の「日本領土の変遷」および「委任統治地域」参照。
- (4) Y. U. N. 1983, p. 1034.
- (5) Y. U. N. 1986, pp. 917-919.
- (6) 『わが外交の近況』第三三三頁参照。
- (7) Y. U. N. 1992, p. 29.

二、カリブ海諸国の独立

カリブ海は、南米大陸と北側の大アンチル諸島、小アンチル諸島に囲まれ、すなわち、バハマ諸島の南に比較的大きなキューバ、エスパニョーラ、プエルトリコの島々から、アンギラから始まりドミニカ、仏領ロゾーに至るリーワード諸島 (Leeward Islands)、仏領マルチニックからグレナダに至るウィンドワード諸島 (Windward Islands) に連なる大小の島々に囲まれている。これらの島々の国際法上の地位は、独立国から米国領、蘭領、仏領など、欧米諸国の属領・海外領土と様々である。キューバ、ハイチ、ドミニカ共和国というやや古い独立国および欧米領の島々を別にすれば、多くは英国領からの独立であり、しかも、必ずしも国際法上定着しなかった Associated States という地位を経ての独立として興味のある地域であるので、これを中心に検討してみたい。

1、西インド連邦の成立と解体

歴史を遡れば大航海時代のスペインの支配からイギリスの支配に移るまでにはいくつもの経緯がみられるものの、

独立にかかわるものとしては、第二次世界大戦前後の中南米、カリブ海地域の運動に言及しておけば十分であろう。英領のカリブ海地域は、経済的な必要性からは、ばらばらのままではなく統合することが要請されていた。一九五八年一月三日に、英領としては最大の島ジャマイカを含むアンチグア、バルバドス、ドミニカ、グレナダ、モンセラ、セントキッツ（セントクリストファー）・ネビス・アンギラ、セントルシア、セントビンセント、トリニダード・トバゴの一〇地区植民地の島々からなる西インド連邦が結成された。その後、六一年五月三一日から六月一日にかけてロンドンで制憲会議が開催され、西インド連邦の独立を目指す憲法改正が合意された。ところが、同年九月一九日のジャマイカにおける住民投票では、西インド連邦の独立に先立ってジャマイカが連邦から脱退することとされ、これを受けて、翌六二年二月一日から九日にかけてロンドンでジャマイカの独立についての会議が開催され、ジャマイカが六二年八月六日に独立することが決定された。他方、西インド連邦のもう一方の旗頭であるトリニダード・トバゴでは、六一年一二月四日の選挙で連邦からの脱退を主張する人民國家派が圧勝し、翌六二年五月二八日から六月八日のロンドン会議を基礎にトリニダード・トバゴも同年八月三一日に独立することとされた。そこで、同年五月三一日には、イギリスは西インド連邦を解体することに決定した。西インド連邦の解体の要因は、ジャマイカの主張する弱い連邦中央政府という考えとトリニダード・トバゴの主張する強い連邦中央政府という考えとの間の綱引きであった、といわれる。その他にも、諸島間の距離とか英国主導であったとも理由の一つとして挙げられている。なお、人口は、ジャマイカとトリニダード・トバゴが独立した一九六二年に、ジャマイカ一六六万、トリニダード・トバゴ九〇万、アンチグア一六万、バルバドス二二万、ドミニカ一六万、グレナダ一十九万、モンセラ一萬、セントキッツ・ネビス・アンギラ一六万、セントルシア一十九万（一九六三年）、セントビンセント一八万であった。合計しても、地域全体で三二四万人にしかならない。

2、西インド連合州からの独立

一九六二年に西インド連邦は解体したが、西インド大学 (University of West Indies) (四八年に創設) と西インド船舶公社 (West Indies Shipping Corporation) の存続は決定され、さらに、翌年にはカリブ気象協会 (Caribbean Meteorological Service) が設立されるなど、協力関係は維持された。ジャマイカとトリニダード・トバゴが独立した後、東カリブにおける政治統合の試みとしては次の三つがみられた。第一に、トリニダード・トバゴとグレナダとの統一の試みがあったが、英国による確実な財政援助の約束が得られず、成功しなかった。第二に、バルバドスがウインドワード諸島の四地域 (ドミニカ、セントルシア、セントビンセント、グレナダ) とリーワード諸島の三地域 (アンチグア、モンセラ、セントキッツ・ネビス・アンギラ) とともに、Little Seven 連邦を創設しようとしたが、これも失敗に終わり、バルバドスは単独で独立する道を選び、一九六六年六月のロンドン制憲会議において同年十一月三〇日の独立が決定された。第三に、トリニダード・トバゴとバルバドスを除く、人口総計四五十万人の Little Seven 連邦構想である。

第三の連邦構想も頓挫し、モンセラは英国植民地としてとどまることになったが、残る植民地は英国との連合 (Association) の道を選んだ。これは、英国の West Indies Act 1967 によって設けられた Associated State (連合州、連合国家) という制度であって、一方ではこれら地域の政治指導者の独立要求を満たし、他方で国連の二四国委員会 (非植民地化委員会) からの英国に対する風当りを弱くするという英国側の意図も満たすものとして生まれたものといえる。この制度の要点は、第一に、各地域が国内問題について実質上完全な自治を与えられること、第二に、各地域が一方的に Associated State の地位を終了させることができ、完全な主権国家に移行できること、第三に、英国は外交・防衛の権限のほか、市民権に関する権限を維持すること、である。

なお、二四国委員会との関係では、周知の通り、国連加盟国は、国連憲章第七三条(e)によって、自国が責任を負

う非自治地域について国連事務総長に対し情報送付の義務があり、英国もこれら地域の情報を送付してきた。しかし、英国は一九六七年には情報を送付せず、英国代表は、一九六七年二月一五日の総会第四委員会における声明において、「アンティグア、英領バージン・アイランド、ドミニカ、グレナダ、セントキッツ・ネビス・アンギラおよびセントルシアは、連合州 (Associated States) の地位を獲得したので、完全な自治を獲得したと英国政府はみなしている。また、英国政府は、国連憲章第一章の自国の責任を完全かつ最終的に履行したので、従って、これら地域に関する情報は将来送付されることはない」と述べた。⁵⁾ もつとも、二四国委員会はこれを不服とする報告を採択し、総会もこれを追認した。この問題は翌六八年にも議論となり、とくにスエーデンは、西インド連合州の場合には一九六〇年の総会決議二五四一 (XV) の条件を満たしており、自由連合 (free association) は小さな地域が自治を達成する手段として軽く捨て去るべきものではなく、非植民地化の有益なパターンである、と論じた。⁶⁾ しかし、アンチグア、ドミニカ、グレナダ、セントキッツ・ネビス・アンギラおよびセントルシアに関する情報送付停止の英国の決定を遺憾とするパラグラフについてスエーデンが分離投票を求め、票決の結果、賛成五六、反対一八、棄権二三で承認された。ここでの論点は次のように要約できるのである。英国は連合州の設立に際しいかなる住民投票もしていなかったのに対し、二四国委員会は、一九六六年二月二三日の総会の要請に従い、小さな地域 (small territories) がその自決と独立の権利を完全に行使できるようにするという観点からこれら地域の状況に一九六七年には特別の注意を払って検討し、これらの地域にも独立付与宣言の規定が完全に適用されるべきである、という意見に達し、従って、施政国に対して、当該人民が完全な自由のうちに、しかも、独立付与宣言に沿った可能性を完全に知った上で、自国の将来に関し遅滞なく自己の希望を表明することを可能にするよう要請したことがある。⁷⁾ (小さな地域についての研究を二四国委員会に求める総会決議二三二六 (XXII) 本文第一七項参照⁸⁾)。

さて、これらの地域は、結局、表にみられるように、先ず、ウインドワード諸島の四地域 (ドミニカ、セントル

シア、セントビンセント、グレナダ）が英国との連合一〇年前後を経過した七〇年代に独立し、モンセラを除くリーワード諸島の二地域（アンチグア、セントキッツ・ネビス・アンギラ）が英国との連合一五年前後を経過した八〇年代に独立した。

	連合日	独立日
(ウインドワード諸島)		
ドミニカ	一九七〇・三・一	一九八二・二・三
セントルシア	〃	一九九〇・二・三
セントビンセント	一九六〇・一〇・三	一九九〇・一〇・三
グレナダ	一九七五・三・三	一九八四・二・七
(リーワード諸島)		
アンチグア	一九七〇・二・三	一九八二・二・一
セントキッツ・ネビス・アンギラ*	〃	一九八二・九・九

*アンギラは一九八〇年二月一六日「連合」から分離。

グレナダの独立に際して日本は外務大臣から相手国首相に宛てた祝電によって明示的に承認した（『官報』第一四一三五号、昭和四九年二月一二日、外務省告示第三〇号）。当時人口一〇万であった。九一年現在人口九万人、一人当たりGNP二一八〇ドルである。承認にあたって特にグレナダの国家性を問題にした形跡はない。

ドミニカの独立に際しても日本は外務大臣から相手国首相に宛てた書簡によって明示的に承認した（『官報』第一五六〇二号、昭和五四年一月二二日、外務省告示第一二二号）。当時人口八万であった。九一年現在人口七万人、一

人当りGNP二四四〇ドルである。承認にあたって特にドミニカの国家性を問題にした形跡はない。

また、セントルシアとセントビンセントおよびグレナダインの各独立に際しても日本は外務大臣から相手国首相に宛てた祝電によって明示的に承認した(『官報』第一五六六一号、昭和五四年四月三日、外務省告示第八八号および『官報』第一五八四三号、昭和五四年一月九日、外務省告示第二七八号)。当時人口は各々一二万および一〇万であった。九一年現在人口は各々一五万人と一一万、一人当りGNPは各々二四九〇ドルと一七三〇ドルである。承認にあたってこれらの国の特に国家性を問題にした形跡はない。

これらの七〇年代に独立した国の独立手続はWest Indies Act, 1967によってなされたものである。グレナダに例をとると、ロンドンで先ず制憲会議が七三年五月に開かれ、グレナダの独立に合意され、英国議会が上下両院それぞれに西インド諸島法に基づく連合関係終了令を承認し、その後、一月一九日にグレナダ憲法令が公布され、翌七四年二月七日に独立し、同時に、共和国として英連邦に加入した。英国との交渉は自治政府によってなされ、すべてが整えられた。他の諸国の場合も同様の手続きを踏んで行われた。そして、八〇年代独立の諸国も同様である。

八〇年代に入り、先ずアンティグアが独立した。アンティグアの英国との連合に際してはバーブーダを含めて連合州となったのであるが、両島間は二〇〇三〇キロも離れていることもあり、一九八〇年一二月のロンドン制憲会議ではバーブーダの地位が問題とされたが、これに一定の自治を認めることで独立が決定された。翌七月には西インド諸島法に基づく連合関係終了令が承認され、英国によってアンティグア・バーブーダ憲法令が公布され、同年一月一日に独立を達成した。日本は外務大臣から相手国首相に宛てた祝電によって明示的に承認した(『官報』第一六四四一号、昭和五六年一月一日、外務省告示第三九九号)。当時の人口七万六千人。九一年現在人口八万人、一人当りGNP四四三〇ドルである。

続いてセント・クリストファー・ネイビスが独立した。セント・クリストファー・ネイビスは、表にみるように、一九六七年にセント・クリスチファート、ネイビス、アンギラが一単位として英国の連合州となったのであるが、八〇年にアンギラが連合州から分離した。八二年二月にロンドンで制憲会議が開催され、翌八三年五月に英国議会が西インド諸島法に基づく連合関係終了を承認し、六月二二日にセントクリストファー・ネイビス憲法令が公布され、同年九月一九日に独立した。独立に際しては、アンギラのような分離を避けるため、ネイビスに対して一定の自治が認められた。日本は外務大臣から相手国首相に宛てた書簡によって明示的に承認した。当時の人口四万六千人。九一年現在人口三万九千人、一人当りGNP三九六〇ドルである。

3、その他のカリブ海諸国

カリブ海諸国のうち西インド諸島法成立以前に独立した国として、既述のように、ジャマイカとトリニダード・トバゴがある。独立した一九六二年の人口は、ジャマイカが一六六万人、トリニダード・トバゴが九〇万人であった。一九九一年現在の人口と一人当りGNPはジャマイカが二四〇万人で一三八〇ドル、トリニダード・トバゴが一三〇万人で三六七〇ドルである。

ジャマイカについては英国が一九六二年七月一九日にジャマイカ独立法を制定し、翌八月六日に独立した。日本は、同日、同国外務大臣宛に祝電を送り明示的に承認した（『官報』第一〇六九一号、昭和三七年八月八日、外務省告示第一五一号）。同国の国家性についてはとくに何らの問題もなかった。また、トリニダード・トバゴについては英国が一九六二年八月一日にトリニダード・トバゴ独立法を制定し、同月二二日に独立を達成した。日本は、同日、同国外務大臣宛に書簡を送り明示的に承認した（『官報』第一〇七二三号、昭和三七年九月三日、外務省告示第一五一号）。同国の国家性についてもとくに何らの問題もなかった。

(1) Williams, *From Columbus to Castro: the History of the Caribbean 1492-1969* (1970), 475 E. ハーバート・C. 北條訳)『コロンブスからカストロまで』(一九七八年、二二五頁) cited from Igarashi, *The Creation of Associated States in International Law*, Thesis submitted for the degree of Doctor of Philosophy in Monash University, 1992, p.170.)

(2) 粟林忠男、「英連邦における独立方式」国際法事例研究会『国家承認』〈国際問題研究所、東京、一九八三〉、二六三—二六四頁参照。William C. Gilmore, "Legal Perspectives on Associated Statehood in the Eastern Caribbean," *Virginia Journal of International Law*, Vol. 19, No. 3, Spring 1979, pp.489-535.

(3) Y. U. N., 1967, p.727.

(4) Y. U. N., 1968, p.307.

(5) Y. U. N., 1967, pp.621-622.

(6) 決議のテキストを Y. U. N., 1967, PP.643-645.

(7) 『外務省公表集』昭和四九年、二〇二頁および『わが外交の近況』第一八号上、三五四頁。

(8) 『外務省公表集』昭和五三年、一七三頁。

(9) 『外務省公表集』昭和五四年、二二〇頁および二三四頁参照。

(10) 『外務省公表集』昭和五八年、一七六頁。

三、その他の極小国の独立

八〇年代に独立したその他の極小国としては、中米のベリーズと東南アジアのブルネイがある。

ベリーズは一九七三年六月に改称するまでは英領ホンジュラスと呼ばれていた。この地域は一六世紀にスペイン領となり、メキシコ副王領に編入されたが、その後イギリス人も入植し、スペインによって一定の権利を認められていた。一八世紀末にはイギリス人入植者がスペイン軍を破るなどしたが、一八二一年にガテマラがスペインから独立した際にこの地域に対する領有権を主張した。一八六二年にはイギリス植民地とされたものの、その後も必ずしも紛争は解決せず、結局、一九六三年には英・ガテマラ間の交渉は決裂し、翌六四年一月には英領内で広範な自治が英領ホンジュラスに認められた。その後のアメリカによる調停も実ることなく (Keating's 22798A)、一九八〇年一月一日に国連総会はベリーズの早期独立を決議し、制憲会議の開催を要請した (決議 35/20)。翌八一年三月一日、英・ガテマラ間でベリーズ問題について基本合意に達し (3935A)、四月にロンドンにおいて制憲会議が開催され、同年九月二日に独立を達成した (31334A)。日本は同日国家承認した (『官報』一六三九八号、昭和五六年九月二三日、外務省告示第三三七号)。当時の人口一四万九千人。九一年現在の人口一十九万四千人、一人当たりGNP二〇一〇ドルである。

ブルネイは一六世紀初めボルネオ島全土と周辺の島を支配下に置いていたが、一九世紀初めにはボルネオ島北部の一部に支配が限定され、さらに中葉にはサラワク、サバがイギリスに割譲され、そして、一八八八年にはイギリスの保護国となった。第二次世界大戦中の一九四一年から四五年まで日本軍に占領されたが、日本の敗戦後再びイギリスの保護下に置かれた。一九五九年九月二九日イギリスとの新協定によって憲法を制定し、自治権を獲得し (Keating's 17066C) ' 1959'、一九七一年一月には協定の改正により自治権を拡大した (25036A)。一九七三年

二月一四日、国連総会はブルネイの早期独立を求める決議三一五九 (XXVIII) を採択し、これ以降同様の決議を繰り返した。一九七九年九月二八日、八三年末の独立を定めた英・ブルネイ友好協定が調印され (29433A)、一九八四年一月一日に独立した (32741A)。日本は同日直ちに首相から国王宛の書簡を送り明示的に承認した。¹⁾ 当時の人口二二万六千人、九一年現在の人口二六万五千人、一人当たりGNPは相当高いものと推定されている。

註

(1) 『外務省公報集』昭和五九年、一九二頁。

おわりに

非植民地化による独立は、既述のように、一九四〇年代に一五国、五〇年代に七国、六〇年代に四四国、七〇年代に二四国、そして、八〇年代に八国であった。そのほとんどが平和的非植民地化であったため、国際法の意味における国家の三要件、すなわち、住民、領域、実効的政府の存在は、特に問題とされることがなかった。暴力的非植民地化の場合には、統治の「実効性」が問題とされた。伝統的に権力的契機を含む「実効性」は、「実力」組織による支配の安定性を意味してきた。しかし、これまで検討してきた八〇年代に独立した極小国は、多くが島嶼国であり、しかも、平和的に独立したために「実効性」が問題にされることはなかった。しかし、その実効性は何に求められるのであろうか。

同じように島嶼国といっても、カリブ海諸国と太平洋諸国とは、大陸との近さまたは遠さが全く異なる。また、一国を構成する島と島との距離も全く異なる。たとえば、最も極端な例として一九七九年に独立したキリバスを挙

げれば、同国は東経一六九度から西経一四七度にまたがり、東西に四三度の広がりをもっている。ということ、ニューヨークからロサンゼルスまでをすつぱり覆ってしまうのである。そこに人口六万余が住んでいる。ここに伝統的な実効的政府の「実効性」論を持ち込むことは難しい。むしろ、持ち込むことの意味がない、というべきであろう。

バナアツの場合、異なる植民地政策をもつ英仏の共同統治であったために独立に至る道筋についても急進派と穏健派とでは異なり、また伝統文化に対する考えも異なっていた。しかし、太平洋諸島民は、多少の違いはあっても、基本的には、西洋との接触が始まって以来、まるで伝統文化の西洋化に向かってレールを敷かれたかのように歴史が経過してきた、といわれる。^①しかし、これら島嶼国のもつ伝統的国家ある大陸にある国家との決定的な違いは、その小ささゆえに社会が人間と環境との対等な関係を重視する社会生態系社会であること、また、民衆と政府とがあまり遠くはなれていないことにあるであろう。こうしたことから考えて、「実効性」はこれら小さい国では問題にならない。実効性は政府と民衆が遠いときにこそ問題になると言っているであろう。生活を重視するとき、政府は近い方がよい。あるいは小さい方がよいのであろうか。ただし、外部からの脅威がないことが前提となる。もし外部からの脅威が自然的脅威のほかは外部の大国から来るものであるとすれば、それに対抗する「実効性」は小国は持ち合わせていない。そういうものの必要のない世界を望むしかない。

現在の状況から推して、二一世紀は、民族の自立・独立を背景に、新たな意味で小国や極小国の世紀になると思われる。国際政治の上で「小ささ」の意味を再検討する必要があると言っているであろう。

註

(1) 吉岡政徳「オセアニアにおける民族社会の変化」芹田健太郎編「アジア太平洋の人と暮らし」(南窓社、東京、一九

九〇) 所収参照。

(2) ロニー・アレキサンダー『大きな夢と小さな島々』(国際書院、東京、一九九二) 参照。

(一九九四年八月〜一九九五年六月)